

水泳競技実施要領

1 競技規則

2026年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障害者スポーツ協会制定）及び公益財団法人日本水泳連盟制定「競泳競技規則」によるもののほか、この要領の定めるところによる。
※肢体不自由者の部は、障害程度により泳法の規則を緩和することがある。

知的障害者の部は、公益財団法人日本水泳連盟制定「競泳競技規則」に準じて行う。

2 競技方法

(1) 招集

- ・招集は、プールサイドで行う。体育室で待機している選手は係員の指示に従うこと。
- ・招集は、出場する競技開始30分前から開始する。10分前までに完了すること。
- ・招集に遅れた選手は、棄権したものとみなす。
- ・競技時間は、進行の状況により変更する場合があるので、放送・掲示板等に十分注意し招集に遅れないようにすること。
- ・選手は、招集時に主催者が用意したIDカードを必ず携帯すること。
- ・IDカードは主催者が当日配布する。

(2) リレーオーダー用紙の提出

- ・リレーオーダー用紙は、その種目が行われる60分前まで召集場所に提出すること。

(3) 選手紹介

- ・競技前の選手紹介の際は、椅子から立って紹介を受ける。
ただし、車椅子使用者及び立つことの困難な選手は、座ったまま片方の手を挙げ紹介を受ける。

(4) 介助

- ・選手に対する介助等については、原則として許可された者が行うこととする。
なお、介助を希望する者は、招集にて介助申請を行い「介助許可証（ビブス）」をつけて行うこと。
- ・視覚障害者（区分23）の選手はゴール及びターンに「合図棒」による合図が義務付けられている。
選手本人が合図人を確保できない場合は、招集にその旨を伝え競技役員等に依頼すること。

(5) 誘導

- ・競技場内での誘導は、競技役員及び競技補助員が行う。なお、許可を受けた介助者がいる場合は、競技役員の指示に従う。

(6) 出発合図

- ・出発合図は、閃光・電子音装置を使用する。

(7) 計時

- ・記録の計時は手動式とする。

3 表彰

- (1) 各競技終了後渡された順位札により、体育室にてメダルを授与する。
- (2) オープン参加者には敢闘賞を授与する。

4 撮影

- (1) 写真・ビデオの撮影は許可制とする。撮影を希望する者は受付で申請し、許可を得ること。
- (2) 介助者によるプールサイドでの撮影は禁止する。
- (3) フラッシュ撮影は禁止する。

5 更衣

- (1) 更衣は更衣室を利用すること。

6 その他

- (1) 会場の秩序については審判長の指示に従うこと。
- (2) 会場内の事故防止には十分注意すること
- (3) プールサイドにおけるコーチ・応援は禁止とする。
- (4) 貴重品については、各自責任を持って管理すること。
- (5) 土足厳禁の区域制限を守ること。
- (6) 競技場内へ食物の持込を禁止する。
- (7) 選手の休憩場所は、指定された場所を利用すること。
- (8) ゴミは各自持ち帰ること。
- (9) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取り扱いは、主催者において別途定める。
- (10) 選手受付 8時（アップ開始） 開始式 9時15分（予定） 競技開始 9時30分（予定）